



消費生活相談

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

不用品を買い取ると言いながら… ～貴金属を迫る訪問購入～

【事例】

自宅に電話が掛かり、「不用品を買い取るリサイクル業者だ。奉仕事業もしているので靴や衣類、どんな物品でも見せて欲しい」と言われた。ゴミに出すよりお金になるならと、長靴があることを伝え、訪問を了承した。

訪問するなり、業者に「長靴は対象外なので貴金属を見せて欲しい」と言われた。電話で言われたことと違う。

【ひとことアドバイス】

- 電話で訪問を了承させて、訪問後に「貴金属を見せろ」と、強引に迫る業者があり、注意が必要です。安易に訪問を了承することはやめましょう。
- 本当に不要なものか慎重に考えて決めましょう。訪問購入は、8日間のクーリングオフ期間があり、その間は無条件で売るのをやめたり、物品の引き渡しを拒むことができます。
- 物品を売却した場合はその種類、特徴、価格、クーリングオフが記載された書面の交付を業者に求めましょう。
- 訪問されて、強引に迫られ怖い思いをしたり、身の危険を感じたときは、近くの交番や駐在所に連絡しましょう。

